

## 在宅生活訓練にかかる新型コロナウイルス等感染症対応方針

## 1 目的

在宅生活訓練を実施するにあたり、訓練を受ける視覚障がい者等（以下、「受講者」という。）及び家族等の周囲への感染拡大防止と、指導員への感染防止に努めることを目的とする。

## 2 対応内容

- (1) 緊急事態宣言中及び、事業継続不能の場合

在宅生活訓練中止

- (2) 緊急事態宣言はないが、感染症対策及び訓練内容を限定することで実施可能と県が判断した時

下記3の対策を取った上で、限定的な在宅生活訓練（歩行訓練のみ）実施

- (3) 感染症の収束はしていないが、感染症対策をとることで実施可能と県が判断した時

下記3の対策を取った上で、在宅生活訓練実施

- (4) 政府から感染症の収束発表があった時

在宅生活訓練実施

## 3 感染症対策の具体的な実施内容

- (1) 講師は、毎朝体温と体調を確認し、新型コロナウイルス等に感染したと疑われる症状がある場合は訓練を中止する。

- (2) 講師は、前日または当日の訪問前に受講者に連絡して体調を確認し、新型コロナウイルス等に感染したと疑われる症状がある場合は訓練を中止する。

また、体調不良がない場合であっても、県内の感染状況により訓練を中止することがある。

- (3) 講師または受講者のいずれかに発熱等の症状があった場合には、症状が改善して2週間程度は訓練を実施しない。

- (4) 講師は、訓練前に手指消毒を行い、実施時はマスクを常時着用する。

- (5) 歩行訓練は、人混みや公共交通機関を利用する訓練は、可能な限り避ける。

- (6) 歩行訓練を実施する場合、基礎疾患（糖尿病など）がある受講者は、主治医に許可をとった上で訓練を実施する。

- (7) 屋内で訓練をする場合は、適宜（1時間に1回程度）換気を行う。

## 4 留意事項

受講者に日時確認の連絡を入れる際、再度説明し、了解のもと訓練を行う。

## 附則

この対応方針は、令和2年5月7日から施行する。

## 附則

この対応方針は、令和3年4月1日から施行する。

## 附則

この対応方針は、令和4年4月1日から施行する。